

『活動報告』



「ご挨拶」



2016.10.09~13欧州評議会議員会議・第25回OECD活動拡大討議に参議院代表団団長として参加(フランス)

いつも大変お世話になり、誠にありがとうございます。昨年に続き、本年も何卒よろしくお願い致します。

昨年は、日本、そして地元鳥取県にとっても多難で試練の年でありました。北朝鮮による4・5回目の核実験、過去最高頻度の弾道ミサイル発射による挑発のほか、公船ではなく中国海軍の軍艦による尖閣諸島周辺の接続水域への初の侵入、日米同盟の継続に係る厳しい対応やビジネス重視が予想されるトランプアメリカ大統領の誕生、共同経済活動や北方領土平和条約問題、ウクライナを巡る制裁等複雑な関係にあるロシアとの信頼関係構築の取組等、日本を取り巻く安全保障環境は今後一層厳しさを増す見込みのため、最大限の緊張感を持つて対処する必要があります。

ります。国内では4月の熊本地震、8・9月の北海道・東北における大規模な台風被害に続き、10月には震度6弱の鳥取中部地震が発生しました。中部地震では住宅の全半壊が260件、一部破損が1万4千件以上生じたほか、公共土木、文化観光、農地・農林漁業用施設等の被害とともに、晩生梨等の農作物やワインボトル、梨や西瓜のJAの共同利用施設など多くの被害が生じました。さらに、観光面の風評被害もあり、宿泊施設のキャンセルは4万4千件以上、観光施設も約2万件発生し、松葉ガニが旬で観光客のかき入れ時に大きなダメージを受けました。加えて、12月には岩美町田後漁協所属の漁船「大福丸」が転覆し、4名が死亡、5名は行方不明という痛ましい事故が起きました。この度の地震・事故で被害に遭われた皆様に対し心からご冥福とお見舞いを申し上げます。地方創生の推進が喫緊の課題である中、風評被害対策含め地震からの復旧・復興とともに、水産日本の復活に向けて、老朽船の代船建造の推進や安全対策の徹底など、県や市町村と連携し全力で取り組んで参ります。

さて、国会議員として4年目を迎えさせて頂いた私も、昨秋より、参議院農林水産委員会で理事を、憲法審査会で幹事を拝命したほか、党では農林・水産部会の副部会長の継続に加え、政治改革実行本部や憲法改正推進本部の役員、行政改革推進本部の主査等様々な役職を頂き、責任の重さを痛感しています。特に、昨年11月には、夏の参議院選挙で憲政史上初めて導入された、人口が少くないとの理由で県と県を括りにして地方の声を減らし大都市の声を増やす合区の選挙制度を早急に見直すべく、自民党本部では総裁直属の機関として「合区解消問題PT」が設置され、これは選挙制度改革の委員会的な位置付けですが、実質的に詳細な検討を行う場としては、参議院自民党に「参議院在り方検討PT」が設置され、私はその事務局次長を拝命致しました。人口優先主義を是正しない限り、二院制と

して参議院の存在意義がなくなるほか、鳥取島根・徳島・高知の4県だけの問題ではなく、確実に20県、中長期的にはそれ以上の県に関わる全国的な問題であることを広く共有し、このことは東京・極集中と地方の疲弊、人口減少を加速する問題と同じであり、地方創生なくして国の未来なしということを強く訴えつつ、夏に見込まれる最高裁判決等を踏まえながら合区の解消に着実に取り組んで参ります。

本年は1月20日から第193回通常国会が開会され、引き続き経済最優先の下、本年度第3次補正、来年度当初予算その他税制等予算関連法案の早期成立を図り、未だ不安定なデフレからの確実な脱却や地方創生を力強く進めることとしています。

現下の厳しい財政状況の中、税収が28当初割れの見込みとなったことや、29当初も前年度当初比で1千億円程度の増しか見込めない関係で、補正、当初ともに厳しい編成でしたが、昨秋10月の2次補正で4兆円(事業規模28兆円)、今回の3次補正で6千億円、来年度当初では税外収入の有効活用等により過去最大規模を更新し97.4兆円を確保したほか、地方財政においても地方が自由に使える一般財源4千億円の増額を実現し、GDP600兆円の目標の実現に向け、経済再生を最優先する姿勢を確保できました。

本年は10千12支という60年に1度の丁鳥の年で、不安定で変化が激しい、革命の年とも言われています。60年前は東京が850万人超となり、ロンドンを抜き世界一の首都人口となったほか、トヨタがアメリカに自動車輸出を始める等、日本が国際社会で飛躍していく年でした。人口減少社会に対応した持続可能な国と地方の実現のため、合区の解消をはじめ山積する課題に正しい選択を行っていくことにより、良い変化の年となるよう全力を尽くしますので、今後とも変わらぬご厚誼の程、何卒よろしくお願い致します。

合区解消に向けた動向(H28.8～)

- 参議院自民党橋本聖子会長、吉田博美幹事長へ合区解消の申入れを実施(H28.8.2)
- 自民党執行部へ合区解消の申入れ(P3～P10)を実施(H28.8.30)
- 合区解消の決議
 - ・全国知事会(H28.7月)
 - ・合区4県の県・市町村議会(H28.9月議会)
 - ・全国市長会・全国町村会・全国町村議会議長会(H28.11月)
 - ・全国都道府県議会議長会(H29.1月)
- 合区解消問題PT(自民党総裁直属の検討機関)の設置(H28.11月～)
- 参議院在り方PT(参議院自民党の検討機関)の設置(H28.11月～)



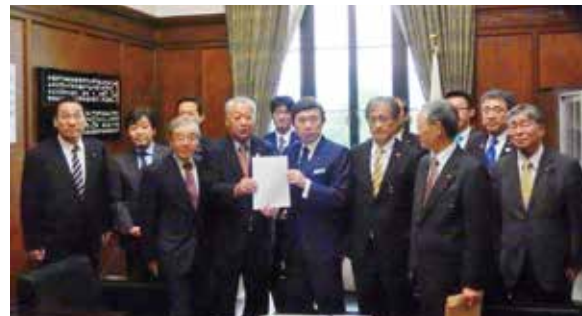
2016.08.02 橋本参議院自民党会長への申入れ



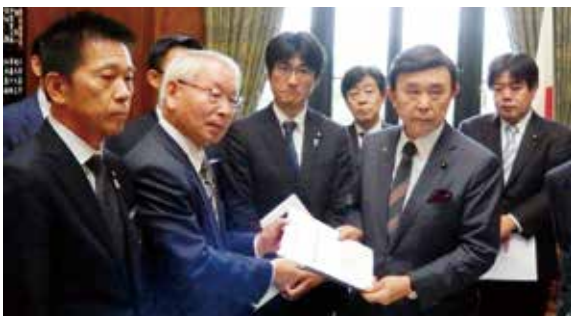
2016.08.02 橋本参議院自民党会長への申入れ



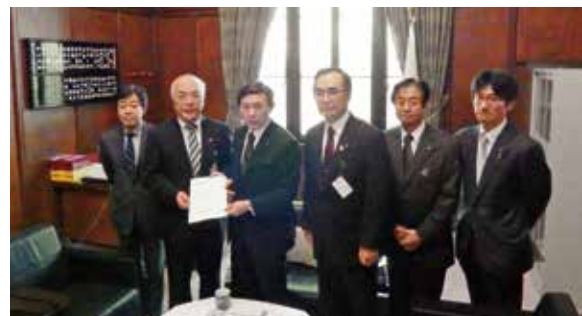
2016.08.02 吉田参議院自民党幹事長への申入れ



2016.10.21 合区4県の町村議会議長会による申入れ



2016.10.21 合区4県の町村会長による申入れ



2016.10.26 合区4県の市長会・市議会議長会による申入れ

Topics

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

平成 28 年 8 月 30 日

自由民主党総裁	安倍	晋三	殿
副総裁	高村	正彦	殿
幹事長	二階	俊博	殿
選挙対策委員長	古屋	圭司	殿
参議院自由民主党議員会長	橋本	聖子	殿
幹事長	吉田	博美	殿

自由民主党鳥取県支部連合会	会長	石破	茂
島根県支部連合会	会長	竹下	亘
徳島県支部連合会	会長	山口俊一	
高知県支部連合会	会長	福井	照

合区解消の申入れ

標記について、昨年、自民党は苦渋の判断により緊急避難措置として合区の法改正を受け入れ、我々は、今夏の参院選で憲政史上初の合区による未知の選挙を体験した。

結果、様々な混乱と関係者の多大な負担の下で、選挙区ではいずれも勝利できたものの、代表を出せなくなった県から比例区で立候補した2名は明暗が分かれたほか、鳥取県と高知県で選挙区及び比例区ともに「合区反対」等の無効票が相当数増加するとともに、鳥取県、徳島県、高知県で過去最低の投票率になるなど、予想を上回る大変厳しい選挙であった。

今般の選挙総括は別添のとおりであるが、選挙区が2県（比例の候補者はそれ以上）に広がることで、候補者や後援会等の負担は相当増加した一方、候補者が従来の半分しか1県で活動できないため、有権者からは、顔や主張が見えない（本人不在では意味がない）、過疎地域・集落を国は見捨てるのか、特定の地域だけ投票価値の平等が軽視された等の批判が多く寄せられ、政治への関心は低下するばかりで、後援会等の士気を高めるのも困難であった。

今後も合区が存続、拡大すれば、政治への関心は益々低下するほか、地方に対する国の目が届きにくくなり、国土政策（領土）など様々な面で支障が生じ、地方創生や一億総活躍社会の実現も絵に描いた餅になる恐れがある。

我々は、今夏の参院選で次回以降は合区を解消するとの公約を掲げて勝利したところであり、党本部におかれても、昨年の法改正の経緯や附則、また、党の憲法改正草案や公約等を踏まえ、合区解消を最優先課題として党則79条による特別の機関や特命委員会等を早急に設置し、年内を目途に具体的な方策等を取りまとめるとともに、国会において、憲法や公職選挙法等の改正による抜本的な改革を確実に行う体制を適切に整備し、全国知事会等と連携強化も図りつつ、次回までに必ず合区を解消して頂くよう、強く申し入れる。

(別添)

4 県 2 合区に係る第 24 回参院選挙の総括

1. 全体総括

- 様々な混乱と関係者の多大な負担の下、選挙区ではいずれも勝利できたが、代表を出せなくなった県から比例区で出ざるを得なかった 2 名は、名簿登載順位の優劣や比例区選挙で名前を記載することの周知徹底の難しさ等の点で、明暗が分かれた。
- 比例区での敗因は、候補者、後援会、県連、党本部等のいずれもの努力不足や、比例区で名前を記載することの周知徹底の難しさなど複数考えられるが、そもそも比例区から出ざるを得ない合区の制度が一番の問題であることは明白。
- 鳥取県（選挙区：11,012、比例区：9,465）と高知県（選挙区：17,569、比例区：16,495）では、選挙区及び比例区ともに「合区反対」等の無効票が相当数増加した。
- 鳥取県（56.28%）、徳島県（46.98%）、高知県（45.52%）では、過去最低の投票率（全国平均は 54.70%）になり、18 歳含む若い世代からも戸惑いの声が多かった。

2. 候補者の負担・対応

- 1 県全体に加え、2 県に広がることで、体力的、金銭的負担をはじめ、2 県の様々な政策課題や地域の多様な意見を把握する必要など、諸々の負担は想像以上に大。
※ 国政活動等の面で、公設秘書の数等が一律に同じにされるのは問題ではないか。
- 代表を出せない県からは比例区より立候補せざるを得ないが、2 県＋全国に渡り、選挙区の候補者よりも負担は一層大。そもそも人口の少ない県で特定の組織の代表でもない状態から職域・政党優先の比例区に出ること自体、制度矛盾で無理がある。
- 新人ならまだしも、現職の場合、国会活動等の制約もあり、政治・選挙活動ともに 1 県には従来の半分程度しか時間が割けず、様々な地域、団体、有権者との接触の機会が少なくなる（ネット等の PR は、中山間地域の高齢者等にはほぼ無意味）。

3. 後援会や県連等の支援組織の負担・対応

- 候補者本人の不在を支援組織でカバーすることになり、その負担は想像以上に大。また、本人不在の分だけ、組織の士気は低下するばかりで足元から政治過疎が進行。
- 支援組織は県単位で別々に細かく分かれるのが実態であり、日程調整や情報共有、政治・選挙活動（どぶ板、街頭演説会、ミニ集会、大集会、遊説方法、家族対応、支部・後援会の役割分担等）等で連携に限界があり、様々な混乱や不満が生じた。
- 都道府県制度が定着している中で、「投票価値の平等より特定の県から代表を出せなくなる方が憲法上問題」との視点から、選挙後に違憲訴訟の提訴も検討したが、今後合区の対象になる県への影響や立法府として行う抜本改革等を考慮し、今回は思い止まるも、次回参院選までにあらゆる手段を用いて合区解消に取り組んでいく。

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

4. 党本部の負担・対応

- 後援会への応援要員や候補者への応援弁士の派遣、金銭面等の支援では一定程度努力して頂いたものの、比例候補への重点支援策として示された合区対象県での票の掘り起こし（5～7万票台）や主要支援団体への協力要請（8～10万票台）の目標は、十分に機能しなかった。
- 未だ合区の制度は続いており、合区対象4県にいずれも次期改選を迎える現職が存在する中で、党本部の今後の対応や調整の方針等が決まらない限り、支部どうしでは解決困難。

5. 有権者の反応

- いくら選挙カーが2台用意されようと、2県に広がることで候補者本人は従来の半分の日程しか1県に遊説できないため、有権者からは、顔や主張の見えない選挙、過疎地域の投票価値の平等が軽視された、地方軽視等の批判が多かった。
- 現行憲法の公布以前より根付いた都道府県制度や県民性を特定の県のみ無視することはやめるべきであり、現行憲法制定以降、一貫して都道府県単位で多様な地域の声を国政に届ける民主主義の制度は変えるべきではないとの意見が多かった。
- マスコミ調査でも圧倒的に合区反対の声が多く、特に人口が少ない方の県の方が反対の割合が高く、特定の地域の切り捨てや地方創生に逆行する等の危機感が強い。

6. 友党公明党との関係

- これまでの、選挙区は自民党の候補者、比例区は自民党及び友党公明党の候補者への応援・協力体制に歪みが生じ、衆院選挙にも波及する恐れがある。
- 代表を出せる県と出せない県とでは、公明党との距離感が異なり、後々争いの種となる。いくら党本部間で取り決めしても、衆との関係等様々な背景から、地元における公明党との協力関係はあまり変わらない事態になってしまう（されてしまう）。

7. その他

- 合区は、一見、両県の連携が深まるよう映るが、真相は、人口・効率・競争優先の名の下での定数削減（弱い地域の切り捨て・政策反映力の低下）。
- 国政に対する合区対象県の声（影響力）は2から1に半減し、両県同じ政策課題でも1の声しか国会に反映できないほか、異なる場合は1の力しかないため、一方は不利な立場になる。
- 平等な都道府県制度の下で、人口が少ない県どうしの競争（どちらが代表を出すか等）が新たに生じ、人口格差と表裏一体である地域間格差は一層拡大するほか、国の目が益々届きにくくなり、国土政策や地方創生等の面からも問題が多い。

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

【参考1】

平成27年9月24日(木)

党本部配付資料

合区対象県の比例代表候補への重点支援策について

1. 「比例重点選挙区」の設定

鳥取・島根県及び高知・徳島県を当該比例代表候補の「重点選挙区」と明確に位置づけ（比例代表では初）、地元候補として徹底した票の掘り起こしを図る。

想定得票数：5万票台～7万票台（当該比例代表候補1人当たり）

2. 主要支援団体への協力要請

郵政関係団体（中国・四国ブロック）、農林水産関係団体（鳥取・島根両県、四国ブロック）及び賃貸住宅団体（全国）等について、支持の振り分けを要請し、合区対象県比例代表候補の票の上積みを図る。

想定得票数：8万票台～10万票台（同上）

3. 党本部の全面支援

- ・候補者及び当該県連への活動費の重点支援
- ・選挙応援での総裁をはじめとする党役員・閣僚等の優先派遣
- ・宣伝車、選挙広報等での重点的対応

想定総得票数：15万票以上（同上）

なお、上記以外の事項についても、合区対象県の候補者（選挙区並びに比例区）及び当該県連の要請に対し党本部として最大限の対応を行うこととする。

鳥取県連・島根県連及び高知県連・徳島県連においては、選挙区・比例区で互いに協力し、選挙区及び当該比例代表候補者の当選を期することとする。

また、今回の対応策は、あくまで緊急避難的な措置であり、次回以降については各県の代表が地方区（各県選挙区）から出せるように、憲法改正等も含め抜本的な改革を目指す。

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

(参考)

○自民党憲法改正草案

・当初案（平成 24 年 4 月）

「第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議員の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。この場合においては、各選挙区は、人口を基本とし、行政区画、地勢等を総合的に勘案して定めなければならない。」

・現在（平成 27 年 6 月。自民党憲法改正推進本部決定。）

「第 47 条 選挙区、投票の方法その他両議員の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。この場合において、参議院議員の全部又は一部については、改選ごとに各広域的な地方公共団体の区域から少なくとも一人が選出されるよう定めなければならない。」

○平成 27 年 8 月公職選挙法改正附則（合区を含む参議院選挙制度改革）

「平成 31 年に行われる参議院議員通常選挙に向け、参議院の在り方を踏まえ、選挙区間における議員一人当たりの人口較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る。」

○平成 28 年 7 月第 24 回参議院議員通常選挙における自民党の公約

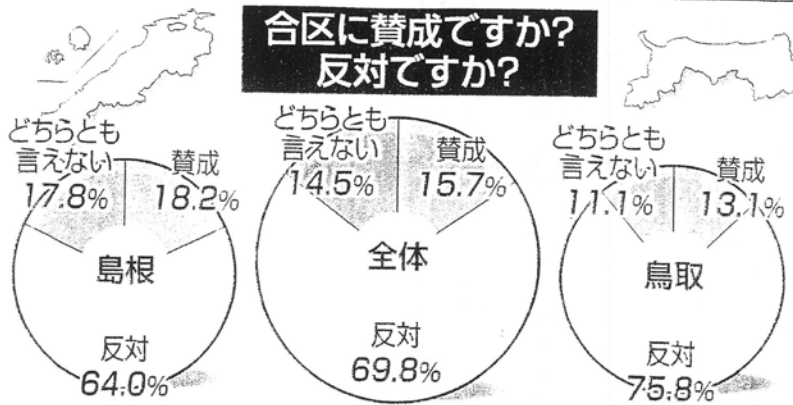
「都道府県が、歴史的にも文化的にも政治的にも意義と実体を有している中で、2 院制における参議院のあり方、役割を踏まえ、参議院の選挙制度については、都道府県から少なくとも 1 名が選出されることを前提として、憲法改正を含めそのあり方を検討します。」

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

【参考2】
鳥取県地元紙

2016年(平成28年)7月5日 火曜日

日本海新聞



昨年末調査比7.8ポイント増 有権者不満如実に

新日本海新聞社が3日に実施した世論調査では、参院選で鳥取・島根両県選挙区を統合した「合区」について、両県全体で69・8%が「反対」と回答した。県別では鳥取で75・8%、島根で64・0%の有権者が反対している。

両県内では、合区に「地方の力が国政に届きにくくなる」「候補者の顔が見えない」といった声が強いのと、選挙制度改革だが、有権者は「合区の弊害を改めて実感していることが浮き彫りとなった。昨年12月に本紙と共

両県内では、合区に「地方の力が国政に届きにくくなる」「候補者の顔が見えない」といった声が強いのと、選挙制度改革だが、有権者は「合区の弊害を改めて実感していることが浮き彫りとなった。昨年12月に本紙と共

対する有権者の不満が数字に表れた形だ。両県の有権者数は、鳥取約48万5千人、島根約58万7千人。鳥取は島根よりも約10万2千人少なく、合区に反対する人の割合は島根に比べて鳥取が11・8%高かった。

投票に行くかどうかの設問で、「投票しない」または「投票しな

「合区反対」鳥取75・8%

(北尾雄二)

合区4県の自民党県連会長名による合区解消の要請文

【参考3】
島根県地元紙

世論調査

合区反対両県68%

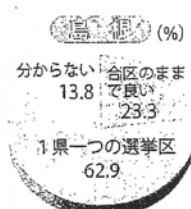
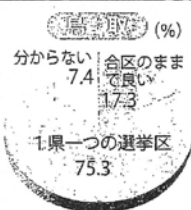
抵抗感鳥取でより強く

山陰中央新報社が実施した参院選鳥取・島根合区選世論調査で、今回の参院選で鳥取県と島根県の選挙区が合区となりましか、今後はどうあるべきかと考えますか。

選挙区（改選数1）に関する根強い抵抗感が顕著となった。世論調査で、今回の参院選で導入された合区の賛否を尋ねた結果、反対は鳥根、鳥取両県で計68・5%に上った。賛成は計20・6%にとどまり、「1票の格差」是正のため、隣接選挙区を統合する制度への有権者の対したは、鳥取が75・3%

鳥根が62・9%で、ともに2015年12月に同社などが実施した合区に関する世論調査時の反対の割合に比べ、さらに上昇した。「合区のままが良い」は、鳥取が17・3%で、鳥根が23・3%だった。鳥取県でより反対の割合が高かったのは、支持者の多い自民党が同県内で選挙区候補を擁立できなかったことなどが影響したとみられる。地域別では、両県の全域で反対が過半数を超えた。鳥取県西部の日野郡と西伯郡（日吉津村除く）で80・0%、中部の倉吉市・東

伯郡で79・3%、島根県内の大田市・江津市・邑智郡で74・5%と高く、過去の選挙戦に比べ、選挙区の拡大に伴い候補者の遊説回数が増えた中山間地域や両県の中部エリアで、合区解消を求める傾向が強くなった。支持政党別では、主要5党の支持者のうち、反対の割合は自民党の76・7%がトップ。前身の民主党が中進党は74・5%、公約で合区解消に向け憲法改正を含めて検討するとしていた自民党は71・4%だった。このほか、共産党が71・7%、公明党が62・7%だった。年代別では、20代以上の各年代で反対が過半数を占め、年齢が上がるほど反対の割合が高まる傾向となった。一方で改正公選法施行で新たに選挙権を得た18歳に限定すると賛成が抵抗。これまで「1県1選挙区」の選挙を経験したことがないことなどが、背景にあるとみられる。職業別では、農林漁業の79・0%が合区解消を求めた。（井上善文）



Topics

参議院代表団の団長として、欧州評議会議員会議 (PACE)・第25回OECD活動拡大討議等への参加のため、フランスに出張(H28.10.9~13)して参りました!

○欧州評議会 (COE) 及びPACE、OECD、OECD活動拡大討議等の概要

- COEは、EU全加盟国、旧ユーゴ諸国、ロシア、ウクライナ、トルコを含む全47か国が加盟国で人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する国際機関であり、議員代表機関です。日本は、米国、カナダ、メキシコ及びバチカンとともに、オブザーバー国として様々な関連会議に参加しています。
- PACEは、加盟国間の協調の拡大を目的とするCOEの一組織であり、加盟国の国会議員代表団から構成されています。日本国会は、PACEからの要請を受け、昭和49年9月のOECD活動拡大討議から正式に代表団を派遣しています。
- OECDは、欧州諸国を中心に日本も含めた35カ国の先進国が加盟する国際機関(政府間組織)で、国際マクロ経済動向・貿易・開発援助等の分野について分析・検討を行っています。
- OECD活動拡大討議は、OECDの活動に議会的側面を与えるため、COEとOECDの間で協定を締結し、設立されたものです。
- OECDグローバル議員ネットワークは、OECDの活動に対する各国議員の理解を促進するため、また、議員間及びOECDの専門家との間で、最近のOECDの活動や世界の主要問題等を議論し、相互の交流を図る場です。

○行動日程

H28.10.10

- 欧州人権裁判所・欧州議会等視察
- アグラムントPACE議長表敬・意見交換

H28.10.11

- PACE拡大政治・民主主義委員会に出席
- PACE活動拡大討議(本会議)に出席・意見表明
- PACE議長主催の昼食会に参加
- キヴィニエミOECD事務次長(元フィンランド首相)表敬・意見交換

H28.10.12

- OECDグローバル議員ネットワーク会合に参加
- OECD主催の昼食会に参加(東日本大震災からの復興PRのため、日本酒・日本食で歓迎)

Topics



2016.10.10 アグラムントPACE議長表敬・意見交換



2016.10.10 欧州人権裁判所視察



2016.10.10 COE視察



2016.10.11 PACE活動拡大討議【本会議】



2016.10.11 キヴィニエミOECD事務次長表敬・意見交換



2016.10.11 PACE拡大政治・民主主義委員会



2016.10.12 OECDグローバル議員ネットワーク会合



2016.10.12 OECD主催昼食会

鳥取県中部地震(H28.10.21~)への対応

○国の対応

http://www.bousai.go.jp/updates/h281021jishin/pdf/h281021jishin_09.pdf



○鳥取県の対応

<http://www.pref.tottori.lg.jp/261100.htm>

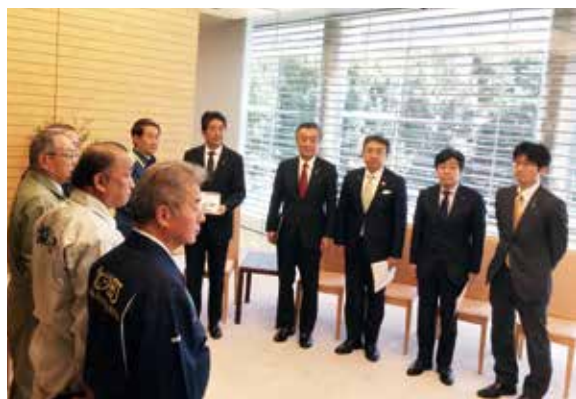


○鳥取県中部地震で被災された皆様へ (被災地応援サイト)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/261207.htm>



2016.10.22 被災地視察



2016.10.27 安倍総理へ迅速な復旧・復興に向けた支援要請



2016.10.29 松本内閣府防災担当副大臣一行による被災地視察



2016.11.03 斎藤農林水産副大臣一行による被災地視察



2016.12.06 安倍総理へ風評被害対望を要請

平成28年9月～12月 第192回通常国会

舞立昇治の 主な質問の機会



憲法審査会

平成28年11月16日

● 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制に関する調査（憲法に対する考え方についての自由討議）

（舞立の意見表明）

憲法制定以来七十年が過ぎ、これだけ国内外の情勢が変化してきた中で、最高法規たる憲法を一度も変えることなくこれまで何とかやってこられたのも、結局我が国の憲法は他国と比べ分量が少なく内容も概括的なものが多いため、それら抽象的な部分を法令や司法の判例等であるりの部分補うことができる、実際、補いながら対処してきたのが実情だと思います。

その上で、時代の変化に合わせて憲法を見直すべき点は多々あると思いますが、実は法律レベルで対応可能なものも多いと考えられる中、当審査会では、憲法改正しないと司法から違憲判決を出されかねない緊急性の高いものから議論をしていただきたいと思います。

私が最も緊急性の高い項目と

して挙げるのは選挙制度改革でございます。衆議院では二回、参議院も二回連続で最高裁の違憲状態判決が出され、参議院では昨年の公選法の改正により、憲政史上初の四県二合区が導入されました。その選挙でさえ高裁レベルで違憲状態が出る状況です。さらに、公選法の附則においては、次の参院選に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて必ず結論を得ることになっているのは皆様御案内のとおりだと思います。



2016.07.30 八頭町市場納涼祭（八頭町）

未だ広い裁量のある法律レベルで立法府の意思をきちんと示

して見直しを行う道もあるとは思いますが、選挙制度は政治そのもので、政治が決める問題にここまで司法が踏み込んで警鐘を鳴らす今日、参議院の在り方や選挙制度に関する具体的な記述を憲法に入れない限り、内容の薄い現行憲法のままでは投票価値の平等を追求する弁護士グループの違憲訴訟は永久にやまないと思います。



2016.08.04 第60回キュリー祭（三朝町）

合区は四県だけの問題ではありません。衆議院と同じ人口優先、二倍未満の格差にする道を選択すれば、二十県十合区、中長期的にはそれ以上の県に関わ

る全国的な問題であり、参議院の存在意義をも揺るがす問題であることを強く認識していただきたいと思います。



2016.08.06 倉吉打吹まつり(倉吉市)

私は、合区の選挙を経験し、憲法よりも長い歴史のある都道府県制度、そして各県ごとの多様な意見集約の重要性や県民性の定着を実感するとともに、平等であるはずの県と県が半人前にされ、国政への発言力を半減させられたり、地方への国の目がどんどん届かなくなるのは国土政策の観点からも問題だと思いましたし、この度の鳥取中部地震でも痛感いたしました。

地方創生が喫緊の課題として国民の共通認識となっている中、地方の声を減らして都会の声を増やすことが本場にこの国の将来にとっていいことなのか、地方出身が多い都会の国民も自分のふるさとが切り捨てられることをよしとするのか、私は絶対逆だと信じております。



2016.08.07 隼駅まつり(八頭町)

この問題は各党とも考え方が相当異なると思いますが、公選法の附則を踏まえ、是非政治の責任として、当審査会では選挙制度改革を最優先の議題とし、全国知事会等様々な意見を聞きながら検討を深め、憲法改正し

て司法による人口優先主義に歯止めを掛けるのか、又は、国民投票にも掛けられず、このまま地方を切り捨てていくのか、結論を出す場にさせていただくよう強くお願いして、発言を終わります。



2016.08.15 第46回淀江町盆踊り花火大会(米子市)

農林水産委員会

平成28年12月13日

- 加工原料乳生産者補給金制度と指定団体制度について
- 酪農振興を図るための対策強化について
- 鳥取県中部地震における被災自

治体への万全な特別交付税措置について

- 鳥インフルエンザの発生原因と農林水産省の対応状況について



2016.08.17 江尾十七夜(江府町)

質問(舞立)

自由民主党の舞立昇治でございます。まずは山本大臣、先週末でTPPの審議、本当に御苦労さまでございました。また、引き続き日EUのEPAの話が非常に急浮上をしてきておりまして、年内の大枠合意を目指しているということでございますが、先ほど藤木議員からのお話もございました、昨日、自民党の部会の方でも、西川農林水産戦略調査会長筆頭に、しっかりと自民党としても

政府と調整していくというお話になっていくところでございます。



2016.08.20 ふれあいフェスティバルinもちがせ(鳥取市)

是非、やはりこのEUの関係は、乳製品、特にチーズ、そしてチョコレート、パスタなどの加工品、そして特に安い冷凍の豚肉といったような、TPPのときはセンシティブティーがまた色々異なるものでございますので、是非TPPのときと同じように一件、一件しっかりと精査して、日本の農林水産業、特にまた木材とか魚とか、挙げれば切りがございません。一件、一件精査して、日本の国益が、農林水産業が変な方向に行かないように、是非毅然とした対応をお願いします。現状、外務

省と農水省の連携がいまいち取れていないような感じを私も受けましたので、本当に結果いかんによつては、もう野村先生はもうろんでございませけれども、自民党としても簡単にこれは認められるような問題ではございませんで、是非しっかりと、一番影響を受けるのは現場でございます、是非現場に混乱のないように進めていただければと思います。まず、それを要請させて頂きます。



2016.08.20 五月田かんがえ地蔵まつり(智頭町)

続きまして、今日、私も加工原料乳の話をしようと思っていたんですけれども、先ほど藤木先生もされましてので、ちょっと重複して恐縮でございますが、加工原料乳の生産者

補給金制度につきまして、やはり思いうししますと、昨年のこの時期はTPPの関連政策大綱が取りまとめられて、その中で、この補給金制度につきまして、生クリーム等の液状乳製品を補給金制度の対象に追加し、単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ、適切に見直すことと明記されて、また、準備が整い次第、協定発効に先立って実施と注記されたことによりまして、現場では前向きな評価が得られ、今年のこの時期を楽しみにしていたところでございます。

それが一転、今年に入りまして、補給金制度と表裏一体でございましてこの指定団体制度につきまして、以前から、これにつきましては当然見直しも必要であるということで、農水省と与党の方で見直しの議論を積み重ねている最中で、この補給金の交付はあくまで指定団体に全量委託が原則であるにもかかわらず、内閣府の規制改革推進会議の影響により部分委託も認めることにするなど、指定団体制度による取引量の減少、それによる乳価交渉力の低下、またそれによる乳価の低下、結果的には農業所得の減少なり農家の減少なりと、負の連鎖反応が起りかねない内容の改革案が盛り込まれ、これに

対して、現時点では、不公平がないようなルールを作るとか、条件不利地域には集乳経費を加算して補助するとか、不安に応えるような一定の方針が示されておりまして、やはり未だ概要のみで詳細は不明といったような状況では、現場に根強い疑問が広がっているということを農水省の皆様にはまず十分御認識していただきたいと思います。



2016.08.21 北栄砂丘まつり(北栄町)

私といたしましても、乳業メーカーに近い場所にある生産者は、直接取引する場合と補給金の場合を比較して利益が最大化するところで部分委託の量を決めるようになったり、その関係で委託量が相当減るんじゃない

いかとか、また中長期的に、様々な経済連携協定によりまして、関税削減等によりバターやチーズ等の輸入が増えてくると、相対的に北海道の生乳生産量が増えて、国内の需要の低下に伴いまして、圧倒的生産量を誇る北海道におきましてアウトサイダーの方と大量に取引することになって、行き場を失った生乳が飲用向けとしてどんどん都府県に大量に流れてきて乳価下落につながるんじゃないかとか、結局、やはり指定団体の取引量の減少による価格交渉力の低下が起こり、今、頑張っ組織のスリム化、効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図る組をやっているものが帳消しになっってしまうんじゃないかと、非常に不安に思っているところでございます。

この不安を払拭して、現場の生産者や指定団体の方に、よし、もう一度頑張っということと、今回の指定団体制度及び補給金制度の見直しの趣旨についてもう一度分かりやすく説明いただくとともに、今後の詳細な制度設計に当たり、都府県含め現場に対し、マイナスのものじゃなくて、指定団体の機能強化を始めとして、生産者による再生産を可能とし、所得の増加や経営の安定が図れるような制度に

なる、して頂けるものと私は信じておりますが、改めて現場に対して、やる気が湧くような今後の対応方針について、できる限り前向きな答弁と今後の見直しのスケジュール予定につきまして、枝元局長、分かりやすく答弁願います。



2016.08.22 東郷二十世紀梨初出荷出発式(湯梨浜町)

答弁(枝元生産局長)

今回の農業競争力強化プログラムにおきましては、まず、指定団体に指定されてございます農協、農協連合会、これ、スリム化、効率化、また共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することが極めて重要であるというふうにまず認識をした上で、生産者が出

荷先等を自由に選べるようにするという観点から、指定団体に出荷する生産者のみに補給金を交付するという制度を改めまして、指定団体以外に出荷した生産者にも補給金を交付する、全量委託だけではなく部分委託でも補給金を交付するという制度に改革するということとされたところでございます。



2016.09.03 赤谷川砂防災害復旧工事竣工式(南部町)

この制度検討に当たりましては、今御指摘ございましたとおり、一点目といたしまして、補給金の交付対象に関し、年間の販売計画の仕組みが飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする、二点目といたしまして、部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないように、

また場当たりの利用を認めないルール等とすること、三点目といたしまして、条件不利地域の生産者に関しまして、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとするということについて考慮するというふうにされているところでございます。

農林水産省といたしましては、これらを踏まえまして、次期通常国会への法案提出を念頭に早急に基本スキームの検討を行って、関係者の意見を聞き、十分な調整をしまいたいと存じます。



2016.09.10 平成28年度県民総合福祉大会(鳥取市)

質問(舞立)

枝元局長のやわらかい方言を聞くと、何となく理解したくなるようなところ



2016.09.11 境港外港中野地区国際物流ターミナル供用式典(境港市)

ですけれども、まだまだ制度の詳細が見えなくて非常に不安な状況だと。そして、今言われたように、次期通常国会を目指しているということは、基本的に三月には上げないといけないというようなことで、本当にそれまでに現場の関係者の方とも、そして与党とも、そして野党の皆さんもそうでございますけれども、調整が整うかどうかというのは、よほど慎重に行っていたかないとなかなかこれは厳しい、難しいと思っておりますので、最大限、関係者の方と十分に調整を図っていただいで、現場の思いを少しでも反映していただければと思っております。よろしくお願いいたします。



2016.09.14 米子香港国際定期便就航式典(境港市)

そして、今回のこの見直しの関係で、政府の方でも活力創造プランが改訂されましたが、先ほども言いましたように、やはり指定団体制度の根幹を揺るがしかねない内容が含まれているだけに、また、まだやっぱり制度の詳細が分からないだけに、やはり現場の評価は本当にいまいちなところでございます。

そこで、その現場の方で汗水流して頑張っている関係者の声を紹介したいと思えます。鳥取県では早くから一乳業体制を実現して、白バラブランドを始め大山乳業農協さんが非常に県民に親しまれているところでございます。その私が尊敬しております幅田組合長さんの声でございますけれども、

酪農家が安心して生産に取り組むことができて持続可能性を高められる、真の活力創造プランとはこうあるべきだと、非常に興味深いお話をいただいております。私の意見も織り交ぜながらちょっと挙げさせていただきますと、例えば、生乳というのはやはり毎日生産されるもので、腐敗しやすく、貯蔵性がない液体であり、生乳の増加や廃棄、頭数の増減の調整というのはすぐにはできるものではないと。生産者の努力だけでは短期での需給調整は非常に難しいと。そこで、現在、国がA-L-Cを通じて行っている輸入バターなどの買取り、放出による需給調整について、一層国が関与を強めて、できる限り乳製品全体につきまして調整機能が実効的に担保できるような体制を整備してほしいと。



2016.09.16 河岡農園(株)設立記念祝賀会(境港市)

そしてまた、補給金制度につきましても、北海道の生産費が基礎となっておりまして、生産費の割高な都府県におきましては補給金だけで経営安定を図るのがなかなか難しいと。そういうことで、少なくとも都府県と北海道で区別して積算して、都府県には手厚く配分したり、副収入の売上げやコストの積算を見直すなど、酪農経営が持続可能なものとなるよう、他の追加方策も含め実効的な対策を講じてほしいですとか、はたまた、乳価交渉におきましては、想像どおりなんですけれども、やはり牛乳を特売品の目玉商品とするスーパーなどの小売業者の力が圧倒的に強いと。そのため、やはり国が音頭を取って、生産者、農協、メーカー、小売業者等々関係者がしっかりと一堂に集まって乳価安定のための方策をやはり議論、検討する場を、国が調整役を果たして適正かつ安定した価格形成に少しでも環境を整備してほしいと。そしてまた、飼料の多くを海外からの輸入に頼っている現状を改善すべく、やはり自給飼料の生産量の増加を図ることが酪農振興の王道だと。この自給飼料の生産を推進するための支援策の拡充など、引き続き、畜産クラスターなど現場の役に立つ事業の必要額の確保を始め、対象経費の拡充です

とか手続の簡素化、迅速化ですとか、制度の柔軟な運用にも努めていただきたいと。

いずれも、まだまだ挙げれば切りがございせんけれども、これらの意見を踏まえまして、今後、国として更なる酪農振興を図るための対策強化に向けた決意を大臣の方からお願い致します。



2016.10.01 第17回とっとりきのご祭り(鳥取市)

答弁(山本農林水産大臣)

酪農の生産基盤強化、これは非常に喫緊の課題でございます。大規模な農家のみならず、家族経営を始め多様な担い手の確保、これが必要であると認識しております。このため、例えば牛

舎整備、搾乳ロボットなどの省力化機械の導入、これを支援する畜産クラスター事業におきまして、二十七年年度補正で、法人化要件を緩和いたしまして家族経営の事業参加を進めておりますし、施設整備と一体的な家畜導入におきまして、新規就農のみならず規模拡大も対象いたしました。二十八年補正では、家族経営の労働負担の軽減にも資する哺育・育成センター、TMRなどの分業体制の構築、これらを進めるための取組を支援する肉用牛・酪農重点化枠を設けたところでございます。

さらに、初妊牛価格が高騰する中で後継牛を確保するために、雌の性判別精液や受精卵の活用、優良な乳用牛の導入や簡易畜舎の整備など様々な施策に取り組んでいるところでございます。

今後とも、酪農が抱える労働負担軽減や後継牛の確保などの課題に対応するため、御指摘の大山乳業などの現場の声を聞きながら諸般の施策を講じていくことで、家族経営も含めて営農を継続、発展できるよう全力を挙げてまいりたいと決意しておるところでございます。

質問(舞立)

大臣、ありがとうございます。色々と制度の充実を図っていただいているということ、是非その制度の充実を

図るとともに、先ほども色々と幾つか例を挙げましたが、やはり現場の生産者の努力だけでは対応できない分野も多々ありますので、その辺の制度の周辺環境の整備につきましても、そして国としての関与の強化等につきましても、また特段の御配慮をいただければと思っております。



2016.10.01 第23回鳥取県手をつなぐスポーツ祭り(鳥取市)

続きまして、ちょっと話題がそれて大変恐縮でございますが、この度、十月二十一日の鳥取中部地震の関係をちょっと一点だけ触れさせていただきたいと思えます。

今回はマグニチュード六・六、震度六弱の地震でございました。鳥取県中部を中心に起こりました。これは、実は

本年四月の熊本地震の本震を超える千四百九十四ガルを記録する非常に激しいものでございました。その後の断続的な余震の数々など非常に県民に強い不安や恐怖心を与えたところでございます。



2016.10.01 鳥取県畜産共進会種畜の部「和種々牛・乳牛」(琴浦町)

人命被害がなかったのが不幸中の幸いでございますが、県内では住宅の全半壊が百六十件以上、一部破損が一万三千件以上と大きな被害が生じておりますし、公共土木施設、文化観光施設始め、農地、農林業もそうでございますが、非常に被害が生じていますし、晩生梨等の農作物やワインボトルの損壊など、そして梨やスイカの見果場といったJAの共同利用施設な

どなど、実に多くの被害が生じております。



2016.10.01 農業を語る会(琴浦町)

さらに、大きな地震には特有の現象でございまして、観光産業等への風評被害も深刻でございまして、宿泊施設のキャンセルは実に鳥取県中部を中心に四万四千件以上、観光施設のキャンセルも実に県内全域で約二万件発生しておりまして、鳥取県、この時期松葉ガニが旬でございまして、観光宿泊客も書き入れ時であるにもかかわらず、非常に大きなダメージを受けております。

これまで、国や他県の他市町村、全

国のボランティアの皆様等々から非常に温かい御支援もございまして、徐々に復旧は進みつつございます。農水省の皆さん始め御支援、御協力いただいております全ての関係者の皆様に厚く感謝、お礼申し上げたいと思います。

先日は、風評被害対策のために、鳥取応援プログラムとして、県内全域を対象に一定の基準によりツアー代を支援する対策を講じていただきました。是非、全国の皆様には、来年一月から三月まで、とっとりで待っておりますというダジャレも入れたキャンペーンをやっておりますので、多くの方に鳥取に来ていただいて、鳥取の魅力を、見て、楽しんで、食べていただきたいと思います。



2016.10.15 いなば農産物フェスタ2016(鳥取市)

さて、このような中で今回の地震で

ございますが、いかにせん被害の数は多いものの、規模でいえば限定的で、激甚や局激には当たらず、震度六も記録したのに通常災害と同様の国の補助率しか得られなかったり、激甚とか過去にないような大きな被害でもないため、個人用・農業用施設、機械への国の支援の発動は難しかったり、阪神・淡路、東日本、熊本の三つの事例しか適用実績のない廃棄物処理事業におきます半壊住宅への解体費用の補助も難しいといったように、なかなか今回、激甚になる、ならない、激甚でも相当のものかどうかによって国の支援の明暗が分かれているところでございます。

さらに、今回、半壊以上の家屋の被害には災害救助法の方で応急修理代が最大約五十七万円支給されますけれども、一部破損は対象になっていないため、その一部破損が一万件以上も発生しているの、何とか柔軟な運用で少しでも対象にしたいだけないかとか様々な思いがあるところでございますけれども、熊本地震でさえ十万件以上一部破損が発生したのに支援対象にできなかった、義援金で幾ばくかの対応をされたといったような話を聞くと、しょうがないなと思いつつ、でも、被害を受けた方にとっては激甚だろうがそうでなかろうが、大きな地震被害で同じ境遇であることには変わりござい

ませんので、複雑な思いでございます。



2016.10.15 拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin 米子(米子市)

その中で、できる限り支援の手を差し伸べたいと思うのが政治であり行政の役割と思いますが、現在、県知事を先頭に市町村も協調して、一部破損世帯への一万円から三十万円までのきめ細かい独自の支援策を講じているところでございます。

ほかに挙げれば切りがございませんけれども、結局、言いたいことは、今回の鳥取中部地震では、県と市町村で様々な単独の事業を実施しております。今回、県を始め災害救助法の適用を受けた中部の倉吉市、北栄町、そして湯梨浜町、三朝町のほか、適用を受けることができなかった、同じく北栄町の

隣の琴浦町、そして湯梨浜町の隣の鳥取市の西部区域などなど、相当一般財源の持ち出しが生じております。



2016.10.16 よどえ夢まつり(米子市)

このようなときに最後の頼みの綱となるのが特別交付税でございます。十月そして十一月と、自民党の赤澤亮正先生や公明党の谷合先生、山本博司先生が、各委員会の方で御質問して、安倍総理や高市大臣からも温かい御答弁をいただいておりますけれども、十月、十一月に続きましてこの十二月、私からも再度、この鳥取中部地震に対しまして、特別交付税による地方財政措置について万全を期す、といったできる限り前向きな御答弁を、秋田県の英雄でございます富樫政務官の方からは、是

非力強いメッセージをよろしくお願いいたします。



2016.10.22 第3回食のみやこ鳥取県「農と食のフェスタ inせいぶ」(米子市)

答弁(富樫総務省政務官)

今回の地震により、公共土木施設を始めとして様々な被害が生じており、被災自治体において応急対策や復旧対策などに財政負担が生じておることが見込まれます。私自身も鳥取県の知事と直接お話を伺わせていただきました。今お話をしたような中身のお話を丁寧に聞かせていただいたところであります。

今後とも、関係省庁と連携しながら、被災自治体の実情を丁寧にお伺いし、特別交付税を始め、適切に地方交付税や地方債による地方財政措置を講じ、

その財政運営に支障の生じないように適切に対応してまいりたいと存じます。



2016.10.29 街頭演説(鳥取市)

質問(舞立)

政務官、ありがとうございます。「適切に」は、万全といったような意味と受け止めたいと思います。十月、十一月、十二月と、三回質問し、お願いをさせていただいております。是非、三月の特交に向けまして、一月に一声、二月に二声、最後三月に三声と、政務官の方からも事務方の方に鳥取への配慮につきまして御配慮をいただけますように心からよろしくお願い申し上げます。(ととりがんばれ!)と発言する者あり)ありがとうございます。

最後に、鳥インフルエンザにつきま

して、ちょっと時間がないので二つを一つにまとめたいと思いますので、今城局長にはすみませんが、磯崎副大臣にお願いしたいと思います。



2016.10.29 森林組合まつり・八頭町森林シンポジウム(八頭町)

今回、鳥インフルエンザは、最初、藤木先生もおっしゃられましたけれども、近年では、平成二十七年の一月の発生から約二年間発生がございませんでした。本年は、平成二十二年度の大流行に匹敵する事態になると言われております。

既に、十二月九日時点でございますが、新潟県と青森県の四つの養鶏場で五十七万羽以上が殺処分され、私の地元鳥取県でもそうでございますけれども、十道県で野鳥からウイルスが相次

いで検出されているところではないと思います。



2016.10.30 三徳山「炎の祭典(三朝町)」

これに対し、国、地方団体、そして農場関係者の皆様など、それぞれの役割と責任に基づいて、正確な情報の周知を始め、発生予防や殺処分等の対策、そして蔓延防止対策等に懸命に取り組んでいただいていることに敬意と感謝を申し上げますとともに、殺処分せざるを得なかった農場には心からお見舞いを申し上げます。

そうした中で、今回、この鳥インフルエンザでございますけれども、非常に北半球中心に世界的な問題でございます。そうした中で、やはりこの鳥インフルエンザは、国内対策だけ徹底し

ても一国だけでは対応には限界があると考えております。隣国の中国や韓国でも既に相当流行していると聞いておりますし、今回の発生の主な原因は中国ではないかと、色々な新聞報道も見ているところでございます。



2016.11.03 境港市制施行60周年記念「境港市表彰」「境港市ダイヤモンド婚・金婚記念祝賀」式典

そうした中で、中国や韓国の鳥インフルエンザへの対応状況はどうなっているのか伺いますとともに、やはりこの実効的な発生予防、蔓延防止対策を講じるためには、日本がしっかりとリーダーシップを発揮して、国際的な枠組みに基づいて諸外国が実効的な対策を連携、協調して実施するということが非常に重要だと考えておりますが、これに対する現状や課題、今後の対応方

針についてお聞かせ下さい。

答弁(磯崎農林水産副大臣)

我が国で発生いたしましたH5N6亜型ウイルスによる高病原性鳥インフルエンザは近隣国でも継続的に発生しておりまして、中国では十月十日現在で五省で七例、韓国では十一月の発生以降十二月十二日までに百例を超える発生がそれぞれ報告されており、両国とも飼養家禽の殺処分、施設消毒、移動制限等の対策が講じられているところでございます。

高病原性鳥インフルエンザは渡り鳥によって拡散されているのではないかと考えられており、本病の感染拡大を防止するためには諸外国との連携が重要であると考えております。

このため、農林水産省におきましては、昨年九月に日中韓農業大臣間で越境性動物疾病への対応に関する協力覚書を締結するとともに、日中韓の獣医研究機関同士が鳥インフルエンザ等の研究協力を推進しているほか、東アジア地域シンポジウムの開催や国際獣疫事務局が主催する東アジア地域会議等への参加を通じて、関係各国の情報共有、協力を積極的に進めているところでございます。



2016.11.06 林道波関俵原線開通式(三朝町)

また、本年四月のG7新潟農業大臣会合においては、各国の獣医当局間の協力を進めることについて合意されたところでありまして、引き続き、諸外国との連携を強化し、鳥インフルエンザの感染拡大防止のために我が国が主導的な役割を果たしてまいりたいと考えております。

質問(舞立)

副大臣、ありがとうございます。鳥インフルエンザが蔓延すると本当にとんでもない事態になりますので、是非、諸外国との連携強化とともに、協調して実効的な対策の実施に取り組んで頂きますようよろしくお願い致します。以上で質問を終わります。

第192回臨時国会で 成立した主な法律の概要

1. 閣法（内閣提出法律案）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成28年11月16日法律第76号）

① 概要

我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施することにも、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図る等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成28年11月18日法律第79号）

① 概要

リニア中央新幹線の整備を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、当分の間、その建設に必要な資金

の一部を貸し付ける業務を行わせる措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日



2016.11.12 児童虐待防止推進月間啓発活動「オレンジリボンたすきリレー」に参加（米子市）

① 概要
公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成28年11月24日法律第84号）

② 施行日

原則として公布の日

公的年金制度の保障機能の強化のため、老齢基礎年金等の受給資格期間短縮（10年間）に係る施行期日を、平成29年8月1日に改めるもの。



2016.11.12 自民党ふるさと対話（三朝町）

① 概要
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律番号85号）

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、消費税率の10%への引上げ時期を平成31年10月1日に変更すると

② 公布の日

もに、消費税の軽減税率制度の導入時期の変更及び税額計算の特例の適用期間の変更、適格請求書等保存方式の導入時期の変更、消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる期限の変更並びに消費税軽減税率措置の適用期限の延長し、住宅ローン減税等の適用期限の延長とともに住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を延長等と並び地方法人税の税率の引上げ時期を変更する措置を講ずるもの。



2016.11.12 倉吉商工会議所青年部創立30周年記念式典（倉吉市）

① 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地



2016.11.12 第19回田後港大漁感謝祭(岩美町)

方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第86号）

① 概要

世界経済の不透明感が増す中で、新たな危機に陥ることを回避するためにあらゆる政策を講ずることが必要となっていることを踏まえ、地方消費税率引上げの実施時期を平成31年10月1日とするとともに、法人住民税の法人税割の税率の引下げの実施時期及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長等の措置を講ずるもの。

② 施行日
公布の日

○ 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）

① 概要

学校教育関係職員の資質の向上を図るため、公立の小学校等の校長及び教員の任命権者に校長及び教員としての資質の向上に関する指標及びそれを踏まえた教員研修計画の策定を義務付けるとともに、中堅教諭等資質向上研修を創設するほか、学校教育関係職員としての職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究等の業務を独立行政法人教員研修センターの業務に追加し、その名称を独立行政法人教職員支援機構に改める等の措置を講ずるもの。

② 施行日
原則として平成29年4月1日

○ 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第88号）

① 概要

介護の業務に従事する外国人の受入れを図るため、介護福祉士の資格を有する外国人を対象とする新たな在留資格「介護」を創設するほか、出入国管理の現状に鑑み、偽りその他不正の手段により上陸の許可等を受けた者等に適切に対処するため、偽りその他不正の手段により、上陸の許可等を受けて上陸し、又は在留資格の変更許可等を受けた者に対する罰則を新設

する等とともに在留資格取消事由の拡充等の措置を講ずるもの。

② 施行日
原則として公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.11.12 鳥取かにフェスタ2016(鳥取市)

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年11月28日法律第89号）

① 概要

外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、技能実習を実施する者及び実施を監理する者並びに技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の措置を講ずるもの。

② 施行日
原則として公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

令で定める日



2016.11.13 若桜ジビエフェスタ(若桜町)

○ 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成28年12月2日法律第94号）

① 概要

有権者が投票しやすい環境を整えるため、在外選挙人名簿の登録申請の方法の見直し、選挙人名簿の内容確認手段の閲覧への一本化、都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの見直しを行うとともに、最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の投票期間を延長する等の措置を講ずるもの。

② 施行日
原則として公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.11.19 若桜迎賓館オープニング記念式典(若桜町)

○ 割賦販売法の一部を改正する法律
(平成28年12月9日法律番号99号)

① 概要

クレジットカード番号等の漏えい等及び不正な利用による被害が増加している状況に鑑み、販売業者等に対してクレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止を行わせるため、クレジットカード番号等を取り扱うことを販売業者等に認める契約を締結することを業とする者について登録制度を設け、当該販売業者等の調査を義務付ける等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○ 道路運送法の一部を改正する法律
(平成28年12月9日法律第100号)

① 概要

旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故等の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日



2016.11.20 きないや祭(伯耆町)

○ 環太平洋パートナーシップ(TPP)

協定の締結に伴う関係法律の整備に
関する法律(平成28年12月16日法律
第108号)

① 概要

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴い、関係法律の規定の整備を行うもので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、特許法、商標法、関税暫定措置法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、畜産物の価格安定に関する法律、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律、著作権法、独立行政法人農畜産業振興機構法、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の一部改正の措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日

○ 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律(平成28年12月26日法律第114号)

① 概要

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図る

② 施行日

原則として公布の日



2016.11.20 第10回浜の里まつり(境港市)

2. 議員立法

○ 公職選挙法の一部を改正する法律
(平成28年12月2日法律番号93号)

① 概要

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者の投票の機会を拡充するため、これらの者を洋上投票制度の対象とする措置を講ずるもの。

の。

② 施行日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日



2016.11.27 倉吉ばえん祭(倉吉市)

○

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成28年12月2日法律第97号）

① 概要

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等の被害の深刻な状況が依然として続いているため、銃刀法に基づく技能講習の免除期限の延長、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・体制強化とともに、捕獲した鳥獣の食品（ジビエ）としての利用等や被害防止施策を効果的に推進するための措置を講ずるもの。

の。

② 施行日

公布の日

○ 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年12月9日法律第101号）

① 概要

国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等を民間公益活動を促進するために活用し、民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する措置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年12月14日法律第102号）

① 概要

住居等の付近をみだりにうろつく行為及び電子メールに類するその他の電気通信の送信等を行うことの規制対象行為への追加、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、ストーカー行為等の相手方に対する援助の措置等の拡充、罰則の引上げ、ストーカー行為罪の非親告罪

化等の改正等の処置を講ずるもの。

② 施行日

原則として公布の日から起算して二十日を経過した日



2017.01.11 倉吉市震災からの復興を祈念する会(倉吉市)

○ 官民データ活用推進基本法（平成28年12月14日法律第103号）

① 概要

官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することにより、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日

○ 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

① 概要

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実、職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援、関係機関における体制の整備、情報の共有・検証・調査研究の推進等の措置を講ずるもの。

② 施行日

公布の日

○

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年12月14日法律第105号）

① 概要

教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間中学における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する施策を総合的

② に推進する措置を講ずるもの。
施行日
原則として公布の日から起算して
二月を経過した日



2016.12.17 税理士による石破茂・舞立昇治後援会合同
定期大会(鳥取市)

○ 道路運送法及び貨物自動車運送事業
法の一部を改正する法律(平成28年
12月16日法律第106号)
① 概要
自動車運送事業に係る輸送の安全
を確保するため、当該事業に係る
事業用自動車の運転者が疾病によ
り安全な運転ができないおそれが
ある状態で事業用自動車を運転す
ることの防止について定める等の
措置を講ずるもの。

② 施行日
原則として公布の日から起算して
一月を経過した日

○ がん対策基本法の一部を改正する法
律(平成28年12月16日法律第107
号)
① 概要
がん患者が尊厳を保持しつつ安心
して暮らすことのできる社会の構
築を目指し、がん患者が、その置
かれてある状況に応じ、適切なが
ん医療のみならず、福祉的支援・
教育的支援その他の必要な支援を
受けることができるようにするこ
と等を基本理念に明記するととも
に、事業主の責務について定める
ほか、がん患者の療養生活の質の
維持向上に係る規定の改正、がん
患者の雇用の継続等に係る規定及
びがんに関する教育の推進に係る
規定の新設等基本的施策の拡充を
図る措置を講ずるもの。

② 公布の日

○ 部落差別の解消の推進に関する法律
(平成28年12月16日法律第109号)
① 概要
情報化の進展に伴って部落差別に
関する状況の変化が生じているこ
とを踏まえ、全ての国民に基本的
人権の享有を保障する日本国憲法
の理念にのっとり、部落差別は許
されないものであるとの認識の下
にこれを解消することが重要な課
題であることに鑑み、部落差別の
解消を推進し、もって部落差別の
ない社会を実現するため、部落差
別の解消に関し、基本理念を定め、

並びに国及び地方公共団体の責務
を明らかにするとともに、相談体
制の充実等の措置を講ずるもの。
② 施行日
公布の日



2017.01.03 米子福生風の会「新春風揚げ」(米子市)

○ 民間あつせん機関による養子縁組の
あつせんに係る児童の保護等に関す
る法律(平成28年12月16日法律第
110号)
① 概要
養育者との永続的な関係に基づい
て行われる家庭における養育を児
童に確保する上で養子縁組あつせ
ん事業が果たす役割の重要性に鑑
み、民間あつせん機関による養子
縁組のあつせんに係る児童の保護
を図るとともに、あわせて民間
あつせん機関による適正な養子縁
組のあつせんの促進を図り、もつ

て児童の福祉の増進に資するため、
養子縁組あつせん事業を行う者に
ついて許可制度を実施し、その業
務の適正な運営を確保するための
措置を講ずるもの。
② 施行日
原則として公布の日から起算して
二年を超えない範囲内において政
令で定める日



2017.01.08 あいサポートフォーラム17分科会(米子市)

○ 建設工事従事者の安全及び健康の確
保の推進に関する法律(平成28年12
月16日法律第111号)
① 概要
建設工事従事者の安全及び健康の
確保を推進するため、公共発注・
民間発注を問わず、労災保険料を
含む安全衛生経費の確保や一人親
方問題への対処等がなされるよう、
建設工事従事者の安全及び健康の

② 施行日
公布の日から起算して三月を経過した日

確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進する措置を講ずるもの。



2017.01.15 舞立昇治を囲む会(日吉津村)

○ 無電柱化の推進に関する法律
(平成28年12月16日法律第112号)

① 概要

災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表するとともに、必要な道路占用の禁止・制限等の実施や無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進を講ずるもの。

② 施行日
公布の日



2017.01.28 石破茂・舞立昇治と語る会(倉吉市)

○ 自転車活用推進法(平成28年12月16日法律第113号)

① 概要

交通体系における自転車による交通の役割を拡大するため、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用体制の整備等の措置を講ずるとともに、国土交通省に自転車活用推進本部を置き、国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日を5月5日、自転車月間を同月1日から同月31日までとする措置

② 施行日
を講ずるもの。
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日



2017.01.28 日本技術士会中国本部鳥取県支部設立式典(鳥取市)

○ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(平成28年12月26日法律第115号)

① 概要

特定複合観光施設(国際会議場、ホテル、ショッピングモール、レストラン、劇場、映画館、アミューズメントパークなどにカジノを含んで一体となった複合観光施設のこと)区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進

② 施行日
原則として公布の日

に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に推進する措置を講ずるもの。



2017.01.29 茶道裏千家淡交会倉吉市支部定期大会(倉吉市)

インターネットで審議中継 動画がご覧頂けます

- ①まずは 農林水産 webtv
- ②『参議院インターネット審議中継』というサイトへとびます。
- ③会議名や発言者からの検索がありますので観たい審議中継の絞り込みができます。

※動画の視聴は windows のみとなっております。

まいたち昇治事務所



◀まいたち昇治公式 HP
<https://maitachi.com>

まいたち昇治

鳥取 〒680-0832 鳥取市弥生町222
倉吉 〒682-0022 倉吉市上井町1丁目129
米子 〒683-0067 米子市東町177東町ビル

facebook
まいたち公式ページ
<https://www.facebook.com/shouji.maitachi>

g+
<https://plus.google.com/+Maitachi/posts>

TEL:0857-21-5320/FAX:0857-21-5323
TEL:0858-24-5028/FAX:0858-24-5128
TEL:0859-37-5016/FAX:0859-33-5716

Ameba
公式ブログ
<http://ameblo.jp/maitachi/>

YouTube
まいたちチャンネル
<http://www.youtube.com/maitachishouji>